

ID: 174

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	学校施設利用の許可		
法令名 根拠条項	社会教育法 第45条第1項		
法令番号	昭和24年法律第207号		
【基準】 法第45条の規定による。 (学校施設利用の許可) 第45条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日